

2026 年 5 月 29 日

環境省大臣官房環境経済課環境金融推進室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン
2026 年改訂版（案）」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・
ローンガイドライン 2026 年改訂版（案）」に対する意見について

2026 年 4 月 27 日付で意見募集が開始された「グリーンボンド及びサステナ
ビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2026 年改訂版（案）」および「グリーン
ローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2026 年改訂版
（案）」について、下記のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜
りますようお願い申し上げます。

記

<総論>

今般の「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン」
および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」
（以下「グリーンファイナンス関連ガイドライン」という。）の改訂案は、国際的
な議論の進展を踏まえ、国際原則および国内市場の状況を適切に反映したもの
と認識しており、その内容に賛同する。

一方で、本邦の市場慣行を踏まえると、グリーンファイナンスに関連する私募
債（銀行引受私募債を含む）の取扱いについて、グリーンファイナンス関連ガイ
ドライン上、必ずしも明確に整理されていない点が見受けられることから、当該
論点の明確化についてご検討いただきたい。

<理由>

私募債は社債（ボンド）の一形態である一方、その性質として、借入（ローン）
に近い側面を有している。このため、公募債において求められるような一般向け

情報開示等への対応が困難となるケースも少なくないものと想定される。

こうした実務上の特性を踏まえ、グリーン私募債およびサステナビリティ・リンク私募債の発行に際して期待される実務対応についても、グリーンファイナンス関連ガイドライン上において具体的な考え方を明確化していただきたい。

以 上